

## 医療コンテナの活用促進に関する関係府省連絡調整会議の設置について

令和4年5月12日  
関係府省申合せ  
令和4年6月30日改正  
令和5年3月30日改正

## 1. 趣旨

診療等の医療施設として活用できる医療コンテナは、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大以降、感染症医療分野において、その有効性が認識され、導入・活用事例が増加してきたものの、依然として、医療コンテナの認知度は未だ十分でなく、災害時活用における有効性も十分に広まっていないところである。また、その活用にあたっては、各種法的制約への懸念により、その活用を躊躇している状況も見受けられるところである。

そのため、災害発生時など緊急時における機動的な医療提供や平時における活用について、地方公共団体等への理解・活用促進のために必要な事項について、連絡調整並びに情報発信等していくことを目的とする。

## 2. 構成員

会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、案件に応じて追加・変更できるものとする。

- ・内閣官房 国土強靱化推進室 参事官
- ・内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（地方・訓練担当）
- ・総務省 自治行政局 地域政策課長
- ・総務省 消防庁 予防課長
- ・総務省 消防庁 国民保護・防災部 防災課長
- ・外務省 国際協力局 開発協力総括課長
- ・厚生労働省 医政局 地域医療計画課長
- ・経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課長
- ・国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）
- ・防衛省 防衛政策局 運用政策課長

## 3. 当面実施する内容

- ・海外における活用を含めた更なる事例の収集や好事例の周知
- ・医療コンテナ活用の手引き類（設置・運用・活用方法、関係法令の解釈）の整備
- ・医療コンテナ活用機関（地方公共団体等）向け問合せ・相談窓口の設置
- ・災害時を想定した医療コンテナ活用の模擬訓練の実施、課題抽出・対応策の検討（設置・運用、活用方法、規制の見直し）等 など

## 4. 庶務

会議の庶務は、厚生労働省医政局地域医療計画課等関係各府省の協力を得て、内閣官房国土強靱化推進室において処理する。

## 5. その他

会議は非公開で実施する。また会議資料（議事要旨）は会議終了後、公開するものとする。